

## 女性の活躍に関する情報公表について

令和8年3月  
学校法人二本松学院

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64条)(以下、「女性活躍推進法」という。)第20条第1項、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令(平成27年厚生労働省令第162号)第19条及び事業主行動計画策定指針に基づき、女性の活躍に関する情報を以下のとおり公表します。

### ◆労働者の男女間賃金差異

(男性労働者の賃金の平均に対する女性労働者の賃金の平均を割合(パーセント)で示しています。)

・全職員	75.4%
・正職員	94.0%
・パート・有期雇用職員	61.2%

※上記は、令和8年3月1日時点の数字です。

## 女性の活躍に関する情報公表について

令和8年3月  
学校法人二本松学院

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64条)(以下、「女性活躍推進法」という。)第20条第1項、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令(平成27年厚生労働省令第162号)第19条及び事業主行動計画策定指針に基づき、女性の活躍に関する情報を以下のとおり公表します。

### ◆労働者に占める女性労働者の割合

・教員	21.8%
・事務職員	52.9%
・全教職員	38.2%

※上記は、令和8年3月1日時点の数字です。

## 女性の活躍に関する情報公表について

令和8年3月  
学校法人二本松学院

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64条)(以下、「女性活躍推進法」という。)第20条第1項、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令(平成27年厚生労働省令第162号)第19条及び事業主行動計画策定指針に基づき、女性の活躍に関する情報を以下のとおり公表します。

### ◆管理的地位にある労働者(管理職)に占める女性労働者の割合について

- ・管理職の総数 20人
- ・女性管理職 2人
- ・女性管理職の率 10%

※上記は、令和8年3月1日時点の数字です。